

国連の女子差別撤廃条約について、実施状況を審査する委員会(CEDAW)の作業部会が今月、スイス・ジュネーブで開催された。日本からは日本女性差別撤廃条約NGOネットワークのメンバーが参加し、「間接差別」の実態などを訴えた。メンバーらは23日、大阪で報告を兼ねたシンポジウムを開く。

同条約は、教育や雇用、公的活動などでの女性差別撤廃を条文化し、1979年に国連で採択された。日本は85年に批准し、今年2月現在、185か国が加わっている。批准国には原則4年に1回、報告書を提出する義務があり、CEDAW委員が審査、改善点を勧告している。日本政府は今年4月、6回目の報告書を提出。CEDAWは来年秋の本審査を前に、今月、政府への質問書を作る参考にするため、民間団体の意見を聞いた。

前回の報告書に対するCEDAWの勧告(03年)では、男女雇用機会均等法で間接差別を明文化するように指摘。政府は06年の同法改正で禁止規定を盛り込んだ。

また、同法に基づく事業主向けの指針に盛り込まれている、職種や雇用形態ごとに労働者を管理する「雇用管理区分」についても、「間接差別にあたる」と指摘された。

同じ区分内の男女差別のみを禁じているだけで、正規、非正規といった職種が違えば男女差別にあたりないとしている。例えば、同じ仕事をしても、非正規は賃金が低く不安定な雇用状況に置かれると

(島香奈恵)

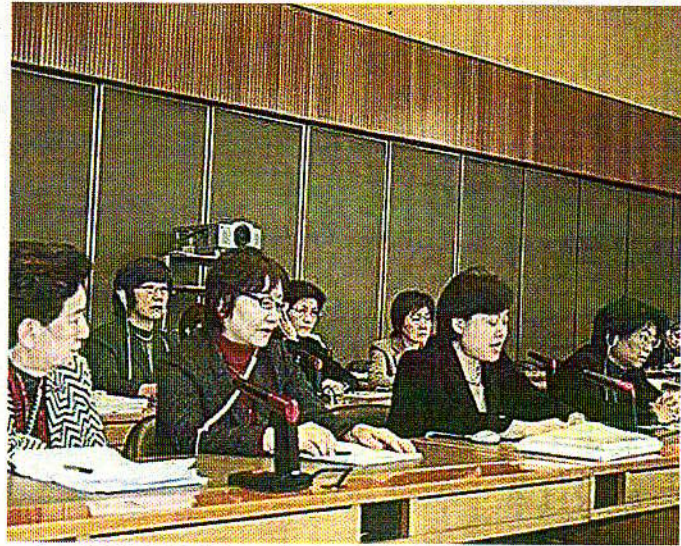
# 「間接差別」現実知って

**間接差別** 表面上は中立的でも、結果として女性が賃金や待遇面で不利益を受けること。2006年の男女雇用機会均等法の改正で、募集・採用の要件に身長や体重、体力を入れる▽総合職の募集・採用の要件に全国転勤をあげる▽昇進の際の要件に転勤経験を入れるの3点のみを禁じた。

## 国連にNGO訴え 大阪で23日報告シンポジウム

いう状況につながった。非正規の約7割は女性であり、民間団体からは改正を求める声が高まっているが、指針は残された。

同ネットワークに参加し、メンバーをジュネーブに派遣した「ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク」(WWN、大阪市)代表の越堂静子さんは「CEDAWなどの国際機関は、日本の女性の賃金の低さに注目しており、法の不備を指摘していた。国際的な「圧力」によって法改正が実現してほしい」と話している。



女子差別撤廃委員会で日本の現状を訴えるNGOのメンバー(11月10日、スイス・ジュネーブで)＝WWN提供

かしましよう」をテーマに、午後一時半から大阪市の大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)で開かれる。パネリストは弁護士でCEDAW委員の林陽子さん、米国在住の人権コンサルタント、クリシヤンティ・ダルマラジさんら。参加費500円。申し込みは、WWN(06・6941・8700)19、21日のそれぞれ午後)へ。

23日のシンポジウムはWWNの主催。「女性差別撤廃条約を職場で活